

建設工事及び業務委託に係る入札結果等の公表要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県が発注する建設工事の請負契約（建設工事に係る設計・調査・測量の委託契約、土木施設維持管理業務委託契約を含む。以下「建設工事等」という。）及び物品等競争入札参加資格者名簿に登録された者を入札の対象とする業務委託（ただし、物品等競争入札参加資格者名簿の物品の販売、物品の賃貸、印刷の請負に登録された者を入札の対象とする場合は、物品調達、物品の賃貸、印刷業務を含まない業務委託とする。）の契約（以下、「建設工事に係る業務以外の業務委託」という。）に係る入札（建設工事等の随意契約に係る見積もりを含む。以下同じ。）に関する情報及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、同法施行令、同法第17条第1項の規定に基づき定められた公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（以下「入契法指針」という。）及び公共工事の品質確保の促進に関する法律、同法第22条の規定に基づき定められた発注関係事務の運用に関する指針（以下「運用指針」という。）に規定する公共工事に係る発注の見通し並びに入札・契約に関する情報（以下「入札契約情報等」という。）を公表するために必要な事項を定めるものとする。

(公表主体)

第2条 入札契約情報等の公表主体は、建設工事等及び建設工事に係る業務以外の業務委託を発注する機関の長（以下「発注機関の長」という。）とする。

(入札執行前の公表内容)

第3条 入札執行前の公表内容については、次のとおりとする。

- (1) 開札（予定）年月日
- (2) 案件名称
- (3) 案件場所
- (4) 設計金額（工事等に係る設計金額の公表時期に係る基準で事前公表の対象としたものに限る）

(入札執行後の公表内容)

第4条 入札執行後の公表内容については、次のとおりとする。

- (1) 予定価格（ただし、建設工事に係る業務以外の業務委託の同種の他の契約の予定価格が類推されることにより、将来の同種の事務事業の公正又は円滑な執行に支障を生ずるおそれのあるものを除く。）
- (2) 設計金額（ただし、第4条（1）で公表される予定価格の算出の基礎となった設計金額があるものに限る。）
- (3) 調査基準価格、失格基準価格又は最低制限価格
- (4) 入札参加者名（指名競争入札にあっては「指名業者」、随意契約にあっては「見積もり依頼者」。以下同じ。）
- (5) 入札経過（全ての入札参加者名及び入札金額。ただし、無効となった入札の入札金額を除く。）
- (6) 入札結果（落札者名及び落札金額）
- (7) 総合評価方式の技術評価点及び評価値（ただし、予定価格超過や低入札価格調査等で入札が失格又は無効となったものについては、埼玉県総合評価方式実施マニュアルに規定する公表方法等とする。）
- (8) 随意契約の理由（地方自治法施行令第167条の2第1項の該当号）

(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令の規定等による公表内容)

第5条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（以下「施行令」という。）の規定並びに入契法指針に基づき公表する内容については、予定価格が250万円を超える建設工事に係る次に掲げるものとする。

- (1) 施行令第5条第1項各号に規定する発注の見通しに関する事項
- (2) 施行令第7条第2項第1号から第8号に規定する入札及び契約の過程に関する事項

- (3) 施行令第7条第2項第9号に規定する契約の内容に関する事項
- (4) 施行令第7条第3項に規定する契約金額の変更を伴う契約内容の変更に関する事項
- (5) 入契法指針第2.1.(1).ロによる積算内訳に関する事項
(公共工事の品質確保の促進に関する法律等の規定による公表内容)

第5条の2 公共工事の品質確保の促進に関する法律の規定及び運用指針に基づき公表する内容については、予定価格が100万円を超える測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む）及び設計に係る次に掲げるものとする。

- (1) 施行令第5条第1項各号に規定する発注の見通しに関する事項
- (2) 運用指針2-2に規定する積算内訳に関する事項
(積算内訳の公表内容)

第5条の3 第5条（5）に規定する事項の公表内容は、次のとおりとする。

- (1) 表紙に記載する内容

- ア 工事名称
- イ 工事場所
- ウ 工事内容

- (2) 土木工事の積算内訳に記載する内容

- ア 事業区分、工事区分、工種及び種別について、それぞれの名称、単位、数量及び金額を記載する。
- イ 細別について、細別名及び数量を記載する。
- ウ 共通仮設費、現場管理費、一般管理費等及び消費税等相当額については、単位、数量及び金額を記載する。

- (3) 建築工事（建築設備工事を含む）の積算内訳に記載する内容

- ア 種目、科目及び中科目について、それぞれの名称、単位、数量及び金額を記載する。
- イ 共通仮設費、現場管理費、一般管理費等及び消費税等相当額については、単位、数量及び金額を記載する。

- (4) 発注機関が属する部局の長が別に定めた記載する内容

2 第5条の2（2）に規定する事項の公表内容は、次のとおりとする。

- (1) 表紙に記載する内容

- ア 業務名称
- イ 業務場所
- ウ 業務内容（履行期間、業務概要）

- (2) 設計・調査・測量の業務委託の積算内訳に記載する内容

- ア 事業区分、工事区分、工種及び種別については、それぞれの名称、単位、数量及び金額を記載する。
- イ 細別については、細別名及び数量を記載する。
- ウ 諸経費、その他原価、一般管理費等及び消費税相当額については、単位、数量及び金額を記載する。

- (3) 発注機関が属する部局の長が別に定めた記載する内容

（公表時期）

第6条 入札契約情報等の公表時期は、原則として、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 第3条に規定する事項については、公告、指名通知又は見積もり依頼時に公表するものとする。
- (2) 第4条、第5条（2）、同条（5）及び第5条の2（2）に規定する事項については、落札者を決定後に公表するものとする。
ただし、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（以下「議決条例」という。）の対象となる建設工事等については、議会の議決後に公表するものとする。
なお、付議（予定）議案として公表することを妨げるものではない。
- (3) 第5条（1）及び第5条の2（1）に規定する事項については、原則として四半期ごとに公表するとともに、公表した事項に変更が生じた場合は、変更後の事項を隨時、公表するものとする。

- (4) 第5条(3)に規定する事項については、契約締結後、公表するものとする。
- (5) 第5条(4)に規定する事項については、変更契約の契約締結後、公表するものとする。
ただし、議決条例の対象となる建設工事等については、議会の議決後、公表するものとする。
なお、付議（予定）議案として公表することを妨げるものではない。

（公表期日）

第7条 入札契約情報等の公表期日は、原則として、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 第6条に規定する落札決定日、議決日、契約締結日又は変更契約締結日の翌日から起算して原則として3日（土曜日、日曜日、休日及び年末年始を除く。）以内とする。ただし、第5条(1)及び第5条の2(1)に規定する事項を除く。
- (2) 第5条(1)及び第5条の2(1)に規定する事項の公表期日は、次のとおりとする。
 - イ 当該年度当初予算、前年度明許繰越しに係るものは、予算成立の日から当該年4月第3月曜日までとする。
 - ロ 補正予算に係るものは、当該補正予算成立の日から7日（土曜日、日曜日、休日及び年末年始を除く。）以内とする。
 - ハ 財源に国等からの補助金等を活用するもので、県予算の成立時において交付決定等が未了の場合は、交付決定等の日から7日（土曜日、日曜日、休日及び年末年始を除く。）以内とする。

（公表方法）

第8条 入札契約情報等の公表は、原則として、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 第3条、第4条、第5条(1)～(4)及び第5条の2(1)に規定する事項は、埼玉県電子入札共同システムにより行うものとする。また、第5条(3)に規定する事項及び第5条(4)に規定する事項は、様式1を用いて、別紙1の手順により行うものとする。
- (2) 第5条(5)及び第5条の2(2)に規定する事項は、別紙1の手順により行うものとする。また、自由閲覧とし、閲覧者の氏名等を要しないものとする。ただし、発注機関の長（大規模建設工事等の契約事務処理要綱で対象とする大規模建設工事等については、発注機関の長及び入札課長）が別に定めた場合を除く。

（入札不調又は不落時の取扱い）

第9条 入札が不調又は不落に終った場合の入札契約情報等は、原則として、それぞれ次の各号に定めるところにより公表するものとする。

- (1) 再度公告又は再度指名通知（以下「再度公告等」という。）に付する場合 再度公告等により落札者を決定後、公表するものとする。なお、この要領において再度公告等とは、入札が不調又は不落に終った場合に、再度公告等をしたものほか、一部内容等を変更したものであっても件名、箇所及び概ね仕様書等が同一のものを含む。
- (2) 隨意契約に移行する場合 落札者を決定後、公表するものとする。この場合最終の見積結果も併せて公表するものとする。
- (3) 再度公告等に付さない場合 入札の不調又は不落が確定した後、第4条に規定する事項について公表するものとする。

（入札の不調又は不落以外の理由で入札取止め等をした時の取扱い）

第10条 入札の不調又は不落以外の理由で入札を取止め又は中止した場合（落札者決定後に落札者決定を取り消した場合を含む。）は、第4条に規定する入札執行後の公表内容、第5条(2)に規定する事項の公表は行わない。ただし、入札の取止め等の理由は公表するものとする。

（公表期間）

第11条 入札契約情報等の公表期間は、原則として、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 第3条、第4条及び第5条(2)に規定する事項については、その入札が執行された日（開札日又は入札の取止め若しくは入札の中止した日）の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。
- (2) 第5条(1)及び第5条の2(1)に規定する事項については、当該年度の3月31日までとする。
- (3) 第5条(3)に規定する事項については、その契約がなされた日の属する年度の翌年度

から起算して5年間とする。

- (4) 第5条(5)及び第5条の2(2)に規定する事項については、公表した日の翌日から起算して1年間が経過する日までを最低限の日数として、発注機関が属する部局の長が定める。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。ただし、その他業務委託に係る入札については、令和5年6月1日から試行する。
- 2 建設工事等に係る入札結果等の公表要領（平成10年3月2日施行）は廃止する。
- 3 この要領の施行前にした建設工事等に係る入札の公告又は指名通知及び随意契約に係る見積書徴取については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年3月31日までにした入札の公告又は指名通知及び随意契約に係る見積書徴取については、なお従前の例による。